ラーマーヌジャの瞑想論(9・完)

— 『シュリー・バーシュヤ』III. 3. 53~64 読解—

木 村 文 輝

キーワード: Rāmānuja、Śrībhāṣya、瞑想

第22節

aṅgāvabaddhās tu na śākhāsu hi prativedam //53//

だが、[祭式の] 支分と結び付いている [諸念想] は、[それらを説く] 支派に [のみ制限されるべきでは] ない。あらゆるヴェーダ [支派と結び付けられるべきである]。なぜならば 「、聖句がそのことを示しているが故に」。

⟨463⟩

「[聖音] オームとして、この不滅のウドゥギータを念想すべきである。」(Chā. Up. I. 1.1.1) 1)

「諸世界に関して、五種の旋律(sāman) 2)を念想すべきである。」(Chā. Up. II. 2. 1) 「実に、人々は「ウクタ(uktha, 讃歌)」「ウクタ」と述べる。これこそが「ウクタ」 である。これこそが[万物を生み出す $]^3$)地(pṛthivī)である。」(Ait. Ār. II. 1. 2)

「事実、この構築された火が、この世界(大地)である。」(Śa. Br. X. 4. 2. 1) 等という [記述が示している] ように、祭式 (kratu) の支分を依り所 (対象) としている諸念想がある 4)。

【問】それら [の諸念想の実践] は、それら [の各々] が説かれている支派のみに限定されるのか、それとも、あらゆる支派におけるウドゥギータ等と結び付けられるのかという疑問がある。たとえ [それらの諸念想が] すべてのウパニシャッドに説かれているとしても、あらゆるヴェーダ [支派] で音調 (svara) に区別があるので、[それぞれの支派の] ウドゥギータ等は区別される。故に、それぞれ [のヴェーダ支派] に [諸念想は] 制限されるべきであるというのは適切な疑問である。いずれが適切であるか。

【論者】「それぞれのヴェーダ支派に諸念想は〕制限されるべきである。なぜか。

「ウドゥギータを念想すべきである。」(Chā. Up. I. 1. 1)

という [記述の中で]、 [ウドゥギータの念想は] 一般的な形でウドゥギータと結び付いたものとして説かれているけれども、 [その記述は、] まさにそれらの [ヴェーダ] 支派における特定の音調と結び付いた特定のウドゥギータ [の記述] に近接している (saṃnidhāna)。故に、 [その記述の中で説かれているウドゥギータが、] その特定 [のウドゥギータ] のみ [を意味すること] になることは適切である。したがって、このような [念想] 等は、その [各々が説かれているヴェーダ] 支派のみに制限されるべきである。

このように「論者が〕結論づけたのに対して、我々が答える。

【答論】「だが、[祭式の] 支分と結び付いている[諸念想]は(aṅgāvabaddhās tu)。」「だ が(tu)」という語は、[論者の] 見解を斥ける。事実、ウドゥギータ等という「[祭式 の〕支分と結び付いている (angāvabaddhās)」諸念想は、その「各々が説かれている〕 支派のみに制限されるべきでは「ない (na)」。反対に、「あらゆるヴェーダと (prativedam)」結び付けられるべきである。すなわち、すべての[ヴェーダ]支派と[結び 付けられるべきだ〕という意味である。「なぜならば(hi)」という語は理由を「示して いる]。すなわち、聖句(śruti) そのものによって [諸念想は] ウドゥギータ等という 「祭式の〕支分そのものと結び付いているので、ウドゥギータ等「が説かれている〕箇 所では常に「諸念想はウドゥギータ等と」結び付けられるべきである。たとえ音調の区 別によって特定のウドゥギータが区別されようとも、一般的な形でウドゥギータ「を説 いている】聖句によって、すべての特定[のウドゥギータ]は一つにまとめられている (sam-ni-√dhā)⁵)。故に、「様々な支派で説かれているウドゥギータの念想を、それぞれ の支派のみに〕制限することの根拠 (pramāna) は存在しない。しかも、「すべての支派 における確定の理論 (sarvaśākhāpratyayanyāya)」6 により、すべての支派で [説かれてい る同名の] 祭式は同一のものである。したがって、すべての支派において、同一の祭式 は一つにまとめられている。故に、祭式の支分であるウドゥギータ等も、[すべての支 派のものが] 一つにまとめられている。故に、同一 [のウドゥギータ等] の中で、[特 定の支派のみで〕一つにまとめられるような特別なものはない。故に、「特定のウドゥ ギータ等の念想が、それぞれの支派のみに]制限されることはない。//53/

mantrādivad vāvirodhah //54//

また、真言等と同様に、[ある支派が説いている念想を他の支派が行ったとしても、聖 句等と] 矛盾することはない。 【答論・続】"vā"という語は「また(ca)」という意味である。「等(ādi)」という語によって、[祭式の実践に関わる] 種類(jāti)、特徴(guṇa)、数(saṃkhyā)、類似性(sādṛśya)、順序(krama)、事物(dravya)、行為(karma)が理解される。例えば、真言(mantra)等は、[その一つ一つが] それぞれの支派で説かれているとしても、[それらの真言等を] 支分として有する祭式は、すべての支派において同一のものであるため、[それらの真言等を] すべての支派で [共通して] 用いることは、適切に [解釈された] 聖句(śruti)等と矛盾するものではない 7)。それと同様に、この場合も [ある支派が説いている念想を他の支派が行ったとしても、聖句等と] 矛盾することはない 8 。//54//

第23節

bhūmnah kratuvaj įyāyastvam tathā hi darśayati //55//

[ヴァイシュヴァーナラの] 全体 [の念想] が優れている。祭式と同様である。なぜならば、[ヴァイシュヴァーナラの部分の念想だけがなされた場合には不幸が生ずることを、聖典は] そのように説くが故に。

⟨464⟩

「ウパマンユ(Upamanyu)の息子のプラーチーナシャーラ(Prācīnaśāla)」(Chā. Up. V. 11. 1)

から始まる [記述] によって、ヴァイシュヴァーナラ・ヴィディヤー(Vaiśvānara-vidyā)が説かれている。そこでは、最高アートマンであり、三界を [自らの] 身体としており、天界と太陽と風と虚空と水と地を [自らの] 部分として有するヴァイシュヴァーナラが念想されるべき対象として説かれている。また、そこでは、天が頭であり、太陽が眼であり、風が生気であり、虚空が集合体(saṃdeha)、つまり胴体であり⁹⁾、水が膀胱であり、地が両足であるというように、[それらが彼の身体の] 特定の部分である [と説かれている]。

それに関して [次のような] 疑問が [生ずる]。

【問】三界を [自らの] 身体としているこ [のヴァイシュヴァーナラ] に関して、[その] 部分 (vyasta) の念想がなされるべきなのか、部分 [の念想] と全体像 (samasta) [の念想の両方がなされるべきなのか]、それとも全体像 [の念想] のみ [がなされるべきなのか]。いずれが適切であるか[0)。

【論者 A】部分の [念想がなされるべきである]。なぜか。[この主題の] 始め (Chā. Up. V. 11) には、部分の念想が教示されているからである。すなわち、次のように教示

されている。ウパマンユの息子をはじめとして、実にウッダーラカを六人目とする[六人の]者たちがケーカヤ族のアシュヴァパティ[王]のもとにやって来て、

「あなたは今、アートマンに他ならないこのヴァイシュヴァーナラを研究している。 まさにそのものについて、私たちに告げられよ。」(Chā. Up. V. 11. 6)

と要請した。すると、彼(アシュヴァパティ王)は、自らにとっての念想されるべき対象は天等であると述べる彼ら[六人の]一人ひとりに対して、[ヴァイシュヴァーナラの]頭等という部分に対する念想と、それぞれ「の念想」の果報について述べた。すなわち、

「そのように、アートマンであるこのヴァイシュヴァーナラを念想する者は、食べ物を食べ、愛しき者を見て、彼の家にはブラフマンの輝きが現れる。だが、これはアートマンの頭である。」(Chā. Up. V. 12. 2)

という「一節」である。彼はまた、

「実に、燦然と輝くこのアートマンがヴァイシュヴァーナラである。」(Chā. Up. V. 12.1)

等という [一節] によって、それぞれの念想において念想されるべき対象はヴァイシュヴァーナラであると語った。したがって、[ヴァイシュヴァーナラの] 部分の念想がなされるべきである。後の箇所では、

「だが、このように、指尺の大きさのもの(prādeśamātra) 11 であり、無限の大きさを持つこのアートマン、すなわちヴァイシュヴァーナラを念想する者は。」(Chā. Up. V. 18. 1)

と [述べられている。故に]、天等という部分によって限定されたものに他ならないヴァイシュヴァーナラに関して述べられた、頭等に対する念想は、すべて [同一の念想として] 統合 (upasaṃhāra) されると理解されるべきである¹²⁾。

〈465〉他の者は「次のように〕述べる。

【論者 B】 まさに同様にして、[ヴァイシュヴァーナラの] 全体像の念想もなされるべきである。[全体像の念想には、部分の念想とは] 13 異なる果報 [があること] が示されているからである。すなわち、

「だが、このように、指尺の大きさのものであり、無限の大きさを持つこのアートマン、すなわちヴァイシュヴァーナラを念想する者は、すべての世界の中で、すべての存在の中で、すべてのアートマンの中で食べ物を食べる。」(Chā. Up. V. 18. 1) と [述べられている]。しかも、それによって [聖典の] 記述に齟齬 [が生じること] はない。例えば、ブーマ・ヴィディヤー (Bhūma-vidyā, 偉大なる者の瞑想)¹⁴⁾[に関する記述] の始め (Chā. Up. VII. 1) に名称等 [を対象とする] 念想とその果報が示され、その後に、

4 (217)

「だが、真実によって高論する者が、実に高論する。」(Chā. Up. VII. 16.1)から始まる「一節〕によって、ブーマ・ヴィディヤーが教示される。その後に、

「彼は自らの王となり、彼のすべての世界の中で欲するままに行動する。」(Chā. Up. VII. 25. 2)

という [一節] が、その果報を示している。そこでの記述はブーマ・ヴィディヤーを対象とするものだとしても、名称等 [を対象とする] 様々な念想とその果報とが認められている。「ヴァイシュヴァーナラ・ヴィディヤーに関する] この場合も同様である。

このように「論者たちが〕結論づけたのに対して、「我々の見解が〕述べられる。

【答論】「全体が優れている。祭式と同様である。」「全体(bhūman)」、すなわち「総体(vipula)」、すなわち「全体像(samasta)」[の念想] こそが「優れている(jyāyas)」、すなわち「根拠にもとづいている(prāmāṇika)」という意味である。記述の一貫性(ekavākyatva)が理解されるからである¹⁵⁾。すなわち、

「ウパマンユの息子のプラーチーナシャーラ」(Chā. Up. V. 11. 1)から始まり、

「諸君、実にアルナ (Aruṇa) の息子のこのウッダーラカ (Uddālaka) は、今、アートマンであるこのヴァイシュヴァーナラを研究している。さあ、私たちは彼のもとへ行こう。」(Chā. Up. V. 11. 2)

というように、ヴァイシュヴァーナラとしてのアートマンを知りたいがために、ウパマンユの息子をはじめとする五人の偉大な聖人たちが、かのウッダーラカのもとを訪れた。[しかし、] そこで、ヴァイシュヴァーナラとしてのアートマンについての知識 (vedana) を得られなかった [彼ら] は、さらに彼 (ウッダーラカ) を伴って、ヴァイシュヴァーナラとしてのアートマンについての知識のあるケーカヤ族のアシュヴァパティ [王] のもとにやって来た。そして、

「あなたは今、アートマンに他ならないこのヴァイシュヴァーナラを研究している。 まさにそのものについて、私たちに告げられよ。」(Chā. Up. V. 11. 6)

と要請した。そして、[彼らは]彼(アシュヴァパティ王)[の教示]によって、最高アートマンであり、天界から始まり地に至るまでを[自らの]身体としているヴァイシュヴァーナラが念想されるべき対象であることを理解した。さらに、その[ヴァイシュヴァーナラ・ヴィディヤーの]果報は、すべての世界、すべての存在、すべてのアートマンの食べ物であるブラフマンの直接経験(anubhava)であると理解した。以上を統合することによって、記述内容が一貫していることが理解される。このように、記述の一貫性(ekavākyatva)が理解されるので、[ヴァイシュヴァーナラの]特定の部分の念想(upāsti)についての記述と、[その]果報についての説明は、[ヴァイシュヴァー

ナラの]全体像の念想の一部分を示すものにすぎないと決定されるのである¹⁶⁾。 「祭式と同様である。」例えば、

「息子が生まれた時には、ヴァイシュヴァーナラに12片 [の菓子] を供えるべし。」 (Tai. Sam II. 2. 5. 3)

という「記述によって」規定された祭式の一部分が、

「8片「の菓子」が「供えられた]場合。」(Tai. Sam II. 2. 5. 3)

から始まる [記述] によって示されている¹⁷⁾。それと同様に、[ヴァイシュヴァーナラの] 全体像の念想こそが理に適っているのであり、部分の念想 [が理に適っているの] ではない。

「そのように説くが故に。」 $^{18)}$ すなわち、[次に示す] この聖句(śruti)は、[ヴァイシュヴァーナラの] 部分の念想 [だけがなされた] 場合には不幸 [が生ずること] を告げている。

「もしも汝が私のもとに来なければ、汝の頭は落ちていたであろう。」(Chā. Up. V. 12.2)

「もしも汝が私のもとに来なければ、汝は盲目になっていたであろう。」(Chā. Up. V. 13.2)

等[の記述]である。したがって、[ブーマ・ヴィディヤーにおいては]名称等[を対象とする]念想[も行われているの]と同様[に、ヴァイシュヴァーナラ・ヴィディヤーにおいても、部分の念想と全体像の念想の両方がなされるべき]であると述べている[論者Bの]こ[の見解]も排除された。なぜならば、そこ(ブーマ・ヴィディヤーに関する記述)では、名称等[を対象とする]念想[がなされた]場合に不幸[が生ずること]は説かれていないからである。[また、]偉大なる者(Bhūman)[を対象とする]念想(ブーマ・ヴィディヤー)には、名称等[を対象とする]念想よりも優れた果報があることが「聖典には]説かれている。すなわち、

「だが、真実によって高論する者が、実に高論する。」(Chā. Up. VII. 16. 1) という [記述] である。それ故にこそ、そこでは、記述 [自体] はブーマ・ヴィディヤーを対象とするものだとしても、名称等 [を対象とする] 念想が果報を有するものであることを述べることが意図されている。さもなければ、優れた果報を有することによる誇張表現によって、ブーマ・ヴィディヤーを称讃することは不適切だからである。したがって、[ヴァイシュヴァーナラ・ヴィディヤーに関しては、ブーマ・ヴィディヤーとは異なり、その] 全体像の念想こそが理に適っているのである。//55//

第24節

nānā śabdādibhedāt //56//

[様々なヴィディヤーは、たとえその対象が同一であっても] 別々のものである。用語 6 (215)

等に区別があるが故に。

〈466〉 ここでは、すべてのブラフマ・ヴィディヤー(ブラフマンの瞑想)は、ブラフマンへの到達を本質とする解脱を唯一の果報とするものであり、[それらは] サッド・ヴィディヤー(Sad-vidyā)、ブーマ・ヴィディヤー(Bhūma-vidyā)、ダハラ・ヴィディヤー(Dahara-vidyā)、ウパコーサラ・ヴィディヤー(Upakosala-vidyā)、シャーンディリヤ・ヴィディヤー(Śāṇḍilya-vidyā)、ヴァイシュヴァーナラ・ヴィディヤー(Vaiśvāṇara-vidyā)、アーナンダマヤ・ヴィディヤー(Āṇandamaya-vidyā)、アクシャラ・ヴィディヤー(Akṣara-vidyā)等であり、[それらの中のあるものは]一つの支派に属しており、[また、あるものは]他の支派に属していることが述べられている。また、[ブラフマ・ヴィディヤー以外の]他[のヴィディヤー(瞑想)]は、生気(prāṇa)等という一つの対象と、[それぞれに異なる]果報を有している[ことが述べられている]。これらに関して、[様々な]ヴィディヤーは同一のものか、それともヴィディヤーには区別があるのかという疑問が「生じる]。

まさにこの点に関して、もしもこれら [のヴィディヤー] に相互の区別があることが 決定されているのであれば、

「すべてのウパニシャッドから知られる [念想は、同一の念想である]。」(BS III. 3. 1) [という] 規定は、ダハラ・ヴィディヤー等という個別 [のヴィディヤー] に関わるものとなる 19)。いずれが適切であるか。

【論者】 [様々な] ヴィディヤーは同一のものである。なぜか。知られるべき対象である ブラフマンが同一だからである。なぜならば、知られるべき対象がヴィディヤーの形態 (rūpa) だからである。したがって、 [様々なヴィディヤーの] 形態が同一であるが故に、 「それらの] ヴィディヤー「自体] も同一のものである。

このように「論者が〕結論づけたのに対して、「我々の見解が〕述べられる²⁰⁾。

【答論】「別々のものである。」すなわち、[それらの]ヴィディヤーは別々のものである。なぜか。「用語等に区別があるが故に。」[この中の]「等(ādi)」という語によって、反復(abhyāsa)、数(saṃkhyā)、特徴(guṇa)、手順(prakriyā)、名称(nāmadheya)が理解される 21)。ここでは、異なる用語等[が用いられること]によって、規定されている[主題を]区別する原因となる、[その主題と]結び付いている[支分の]区別が認められる 22)。たとえ「知った(veda)」とか「念想すべきである(upāsīta)」等の語が[すべて同じように]認識の繰り返し(pratyayāvṛtti)を説くものであり、[それらの]認識は[いずれも]ブラフマンのみを対象とするものだとしても、それぞれの主題の中

で述べられている「世界の唯一の原因であること(jagadekakāraṇatva)」や「悪から離れていること(apahatapāpmatva)」等の特徴によって限定されているブラフマンを対象とする認識の繰り返しを表している[様々な]ヴィディヤーは、認識の繰り返しからなるものであり、[相互に]異なるものである²³⁾。ブラフマンへの到達を本質とする果報と結び付いた特定の念想を説いており、しかも、[補助的な説明を]必要としない[聖典の]諸々の記述は、それぞれの主題の中で、異なる特徴を持つヴィディヤーを説いていることが決定されるのである。たとえこのことが、

「異なる用語 [によって示されている] 場合には、祭式に区別がある。」(MS II. 2. 1) 等という、『前篇 (pūrvakāṇḍa)』で説かれている諸々なスートラによって [既に] 確定されているとしても、ここで改めて [同じことを] 示すのは、ヴェーダーンタ(ウパニシャッド)の記述は、規定文の対象とはならない (avidheya) 24)知識を対象とするものであるという誤った見解を排除するためである 25 。したがって、[様々な] ヴィディヤーには区別があることが確定された。//56//

第25節

vikalpo 'viśistaphalatvāt //57//

[ブラフマンへの到達を果報とする様々なヴィディヤーは、いずれか一つの] 選択が [なされ得る]。[いずれのヴィディヤーも] 果報が異ならないが故に²⁶⁾。

〈467〉ブラフマンへの到達を果報としているサッド・ヴィディヤーやダハラ・ヴィディヤー等は、別々[のヴィディヤーであることが前節で]述べられた。ここでは、これら[すべての]ヴィディヤーは、一人の人間にとって必要であるが故に、[すべてのヴィディヤーの]併修(samuccaya)こそがなされ得るのか、それとも、[すべてのヴィディヤーの実践は]必要ないが故に、[一つのヴィディヤーの]選択(vikalpa)こそが[なされ得るのか]という問題[が生ずる]。いずれが適切であるか。

【論者】[すべてのヴィディヤーの] 併修こそがなされ得る。なぜか。同一の果報を有する [すべてのヴィディヤー] は、たとえ別々の聖典に示されているとしても、併修することが認められるからである。事実、天界への再生(svarga)等というまったく同一[の果報を獲得するため] の手段であるアグニホートラ祭(Agnihotra)や新満月祭(Darśapūrṇamāsa)等に関して、まさにその [果報である] 天界への再生がより優れたものとなることを期待して、一人の人間が [それらの祭式を] 併修することが認められる。[様々なヴィディヤーに関する] この場合も同様に、ブラフマンの直接経験(anubhava)がより優れたものとなることを期待して、[一人の人間によってすべてのヴィディヤーの] 併修こそがなされ得るのである。

このように[論者が]結論づけたのに対して、我々が答える。

【答論】「選択」こそが[なされ得るのであり]、併修はなされ得ない。なぜか。「果報が異ならないが故に。」なぜならば、あらゆるブラフマンのヴィディヤー(明知、brahmavidyā)は、無量にして卓越した歓喜であるブラフマンの直接経験を、[互いに]異ならない[共通の]果報として有していることが[天啓聖典に]説かれているからである。すなわち、

「ブラフマンを知る者は、最高者に到達する。」(Tai. Up. II. 1)

「それ(創造主 (prajāpati) の100個の歓喜) はブラフマンの1つの歓喜である。また [それは]、聖典に通じ、欲望に惑わされない者の [歓喜である]。」(Tai. Up. II. 8)

「観察者が、行為者であり、自在主であり、ブラフマンの胎(brahmayoni)である 黄金色のプルシャを見る時、彼は知者となり、善悪 [業] を振り払い、汚れなき者 となり、最高の平等「の境地」に到達する。」(Mun. Up. III. 1. 3)

等 [の記述] である。なぜならば、ブラフマンは、自らにとっても、他者にとっても、 それ自体が直接経験されている時には無量にして卓越した歓喜となるからである。また、そのようなブラフマンの直接経験が一つのヴィディヤーによって達成されるのであれば、他 [のヴィディヤー] によって何が [達成されるのであろうか]。故に、[すべてのヴィディヤーの] 併修はなされ得ない。

事実、天界への再生等 [という世俗的な果報] は、空間的にも時間的にも本質的にも限定されたものである。故に、その場合には、空間等に関してより優れたものになることが可能である。それ故、そ [のような果報] を目的とする人にとっては、[様々なヴィディヤーの] 併修が可能である。しかし、[ブラフマンへの到達を目的とする] この場合、ブラフマンはそれ(天界への再生等)とは正反対の本質を有するものであるため、それ(すべてのヴィディヤーの併修)はあり得ない。また、すべてのヴィディヤーは、ブラフマンの直接経験を妨げる無始なる業である無明を取り除くことによって、ブラフマンへの到達を果報としている。故に、[すべてのヴィディヤーの]「果報が異ならないが故に」、すべて [のヴィディヤーから] の選択こそが [なされ得るのである]。

一方、ブラフマンへの到達とは異なる [世俗的な] 果報を有するヴィディヤーは、天界への再生等を果報とする祭式の場合と同様に、欲するがままに、選択をなすことも併修をなすことも可能である。それらは限定的な果報を有するものであるために、より優れたものを期待することが可能だからである。//57//

〈468〉そのことを[次のように]述べる。

kāmyās tu yathākāmam samuccīyeran na vā pūrvahetvabhāvāt //58//²⁷⁾

一方、[世俗的な] 欲望にもとづく [ヴィディヤー] は、欲するがままに併修をなすことも、あるいはなさないこと (選択をなすこと) も可能である。先 [述] のような理由は存在しないが故に。

【答論・続】すなわち、[世俗的な果報を目的としたヴィディヤーが、] 無限定の果報を 有することはないからだという意味である。//58//

第26節28)

angesu yathāśrayabhāvah //59//

[ウドゥギータ等という、祭式の] 支分に [依拠している (対象としている) ウドゥギータ・ヴィディヤー等は、その] 拠り所 (対象) [であるウドゥギータ等] が [祭式の中で必ず] 用いられるのと同様に [、祭式の中で必ず用いられる]。

「[聖音] オームとして、この不滅のウドゥギータを念想すべきである。」(Chā. Up. I. 1. 1.)

という [一節に示されたウドゥギータ・ヴィディヤー] 等の諸々のヴィディヤーは、ウドゥギータ等という、祭式の支分に依拠する (対象とする) ものである。[これらのヴィディヤーは、] ウドゥギータ等と同様に、祭式のためのもの (kratvartha) として祭式の中に必ず含まれるのか、それとも、搾乳壺 (godohana) 等と同様に、人間のためのもの (purusārtha) として「祭式の中に〕任意で「含まれるのか」という疑問が生ずる²⁹⁾。

【論者】「これらのヴィディヤーは祭式の中に〕必ず含まれるというのが適切である。

【反論】だが、これら [のヴィディヤー] は人間のためのものであるから、[祭式にとって] 必須ではないことが、

「[諸々の祭式において] それ(ウドゥギータ等)の定置(瞑想)は必須ではない。 それが説かれているが故に。なぜならば、[ウドゥギータの念想等には、祭式に] 妨害がないことという果報が別にあるが故に。」(BS III. 3. 41)

という、こ[のスートラ]の中に説かれている。

【論者】そのとおりである(satyam)。まさにそ [の問題] を確定するために、[ここでは] 何らかの徴表(liṅga)³⁰を示すことと理論(yukti)とによって [BS III. 3. 41 の規定に] 異議を唱える³¹。確かに、そこ(BS III. 3. 41)では、

「[これをこのように瞑想する者も瞑想しない者も、] 両者はそれ(聖音オームを唱 10 (211)

えること) によって [祭式を] 行う。」(Chā. Up. I. 1. 10)

という[記述において、それが]必須ではないことが示されているので、[ヴィディヤーには祭式とは] 異なる果報があるということが述べられた³²⁾。

[しかし、ウドゥギータ・ヴィディヤー等に関しては、] 念想の拠り所 (対象) である ウドゥギータ等 [が祭式の支分であるの] と同様に、[そのような] 念想も [祭式の] 支分として用いられることが必須であることについての多くの根拠が知られている。事 実、こ「れらの念想] に関しては、

「家畜を望む者は搾乳壺によって[水を]運ぶべきである。」

等のように、念想に関する規定文(vidhi)の記述の中で果報との結び付きが説かれていない。「むしろ、〕

「ウドゥギータを念想すべきである。」(Chā. Up. I. 1. 1)

という [一節で]、念想はウドゥギータ等と結び付いたものとしてのみ述べられている。 なぜならば、「念想と】果報との結び付きは、

「明知 (vidyā) と信仰 (śraddhā) と秘儀 (upaṇiṣad) とによって行われる [祭式] こそが、より効果的 [である]。」(Chā. Up. I. 1. 10)

という、現在形を表す別の記述によって知られるからである。

すなわち、主たる記述自体 (Chā. Up. I. 1. 1) によって、[ウドゥギータ・ヴィディヤー等は、] 祭式と確実に結び付いているウドゥギータ等と結び付いているので、祭式の支分という性質を持つことが確定されている³³⁾。[一方、それらのヴィディヤー] に関して、他の記述 (Chā. Up. I. 1. 10) の中で現在形 [によって] 果報との結び付きが表示されているのは、単なる釈義 (arthavāda) にすぎないであろう。[それは、「パルナ樹製のジュフーを用いる者は、] 悪しき評判を聞かない」等 [という記述が釈義であること]³⁴⁾と同様である。

したがって、念想の拠り所(対象)であるウドゥギータ等は、[それらを]祭式の支分として使用すること [を示す] 規定文によって、必ず [祭式の支分として] 用いられる。それと同様に、それ(ウドゥギータ等)に依拠している(対象としている)念想(ウドゥギータ・ヴィディヤー等)は、それ(ウドゥギータ等が必ず祭式の支分として用いられること)の故に祭式の支分であり、それ故に、[祭式の中で] 必ず用いられるのである。//59//

śisteś ca //60//

また、「そのことを示す〕教示があるが故に。

【論者・続】「教示(śiṣṭi)」とは「規則(śāsana)」、「規定(vidhāna)」という意味である。 また、

「ウドゥギータを念想すべきである。」(Chā. Up. I. 1. 1)

という [一節で]、念想はウドゥギータの支分として規定されているので、[念想の] 使用は必須である。「そこでは、]

「家畜を望む者は搾乳壺によって「水を」運ぶべきである。」

等のように、規定文の記述の中で [果報との結び付きという] 他の事柄は説かれていないので³⁵⁾、[念想が有する、] ウドゥギータ等の支分としての性質のみが規定されていると理解されるのである。//60//

samāhārāt //61//

[念想を伴わないウドゥギータは] 訂正されるが故に³⁶⁾[、ウドゥギータの念想は祭式の中で必ず用いられる]。

【論者・続】

「実に、ホートリ祭官の座からでさえも、誤ったウドゥギータを訂正する。」(Chā. Up. I. 5. 5)

という [一節に]、念想に関する訂正の規定が認められる。「誤ったウドゥギータ」とは、明知(vedana)を伴わないウドゥギータである。[この一節は、ウドゥガートリ祭官が唱えるウドゥギータが]明知を伴っていない場合、他の者(ホートリ祭官)によって訂正されることを説いており、それ(ウドゥギータの念想)が [祭式の中で] 必ず用いられることを示している 37)。

gunasādhāranyaśruteś ca //62//

また、[念想の] 支分 [であるプラナヴァ] が [三つのヴェーダに] 共通して説かれているが故に [、ウドゥギータ等の念想は祭式の中で必ず用いられる]。

【論者・続】念想の「支分 (guṇa)」、すなわち念想の拠り所 (対象) であり、念想を伴っているプラナヴァ (pranava, 聖音 Om) に関して、

「それ(聖音オーム)によって、この三つの明知(ヴェーダ)が存在する。[まずアドゥヴァルユ祭官が神々に] オームと呼びかける。[次にホートリ祭官が神々を]オームと讃誦する。[次にウドゥガートリ祭官が]オームと詠唱する。」(Chā. Up. I. 1.9)

という [記述の中で]、「また、[プラナヴァが三つのヴェーダに] 共通して説かれているが故に」、念想は継続 (samāhāra)³⁸⁾されることが理解される。[Chā. Up. I. 1. 9では、]「それによって (tena)」と [いう語で] 主題が示されることにより、まさに念想を伴うプラナヴァアがすべての所に現れている。したがって、念想は必ずプラナヴァとともに

あることが認められる。故に、ウドゥギータ等の念想は、ウドゥギータ等と同様に、必ず [祭式の中で] 用いられるのである³⁹⁾。//62//

〈469〉このように [論者によって] 論じられたのに対して、[我々の見解が] 述べられる。

na vā tatsahabhāvāśruteh //63//

だが、[ウドゥギータ等の念想が、祭式の中で必ず用いられるということは] ない。[ウドゥギータ等の念想が] それ(ウドゥギータ等)とともにあることが [聖典の中に] 説かれていないが故に 40 。

【答論】「だが (vā)、」ウドゥギータ等の念想が、祭式の中でウドゥギータ等と同様に必ず用いられるということは「ない」。なぜか。「それとともにあることが説かれていないが故に。」すなわち、[ウドゥギータ等の念想は]ウドゥギータの支分であることが[聖典の中に]説かれていないが故に、という意味である。なぜならば、[ウドゥギータの念想等がウドゥギータ等の]支分であるならば、[両者は]必ずともにあることになるからである。たとえ、

「ウドゥギータを念想すべきである。」(Chā. Up. I. 1. 1)

という、この一群の語の中に他の事柄 (adhikārāntaraṃ)⁴¹⁾が述べられていないとしても、 まさにその後で、

「明知 (vidyā) と信仰 (śraddhā) と秘儀 (upaṇiṣad) とによって行われる [祭式] こそが、より効果的である。」(Chā. Up. I. 1. 10)

という [一節の中で]、[これらの] ヴィディヤーは祭式をより効果的にするための手段 としての性質を有することが述べられている。それ故、祭式の果報とは異なる果報 [を 獲得するため] の手段である [これらの] ヴィディヤーが、

「ウドゥギータを念想すべきである。」(Chā. Up. I. 1. 1)

という [一節によって]、なされるべきものとして規定されている。祭式の果報とは異なる果報 [を獲得するため] の手段であると理解されている [ウドゥギータの] 念想が、祭式の支分であるウドゥギータの支分とみなされることは適切ではない。したがって、念想が拠り所 (対象) を必要とする場合、[その念想についての記述の] 近くで [説かれている] ウドゥギータが、単に [念想の] 拠り所 (対象) になるだけである。また、ウドゥギータは祭式の支分であるから、祭式で使用されるウドゥギータを拠り所 (対象) とする念想においては、祭式 [を行う] 資格のある者のみが、祭式をより効果的にしようとする欲求にもとづいて、[祭式を行う資格とは] 別の、[念想を行うための] この資格を有するのである。故に、祭式の中でそれ (ウドゥギータ等の念想) が必

ず用いられるということはない。

また、[祭式が]「より効果的になること」とは、祭式の果報にとって、より強力な他の祭式の果報による妨害がないことだということは、[既に『ブラフマ・スートラ』III. 3.41で] 述べられた。すなわち、祭式が遅れることなく果報 [を発現させる] という意味である。

「明知 (vidyā) ……によって行われる [祭式] こそが、より効果的である。」(Chā. Up. I. 1. 10)

という [一節で]、[ウドゥギータ等の] ヴィディヤーが [特定の] 果報 [を得るため] の手段であること [が説かれている]。しかし、[祭式で用いられるジュフー(柄杓)が] パルナ樹製であること等が、悪しき評判を聞かないこと等という果報 [を得るため] の直接の手段であるということは、それと同じようには [聖典の中に] 説かれていない。故に、[ウドゥギータ等のヴィディヤーがウドゥギータ等の支分ではないとしても、ジュフーがパルナ樹製であることは、] 祭式の支分であるジュフー等の支分であるとみなすことに矛盾はない。故に、それ(ジュフー)の支分 [であるパルナ樹製であること] が、[悪しき評判を聞かないこと等という、祭式の果報とは] 別の果報 [を得るため] の手段であると想定することは不適切である。故に、[聖典における] それ(ジュフーがパルナ樹製であること)に関する果報の記述は、単なる釈義(arthavāda)に過ぎないであろう⁴²⁾。//63//

darśanāc ca //64//

また、[天啓聖典は、祭式の中でウドゥギータ等の念想を行うことは必須ではないことを] 示しているが故に⁴³⁾。

【答論・続】また、天啓聖典は、[祭式の中でウドゥギータ等の] 念想を用いることは必須ではないことを示している。すなわち、

「実に、このように知るバラモンは、供犠と祭主とすべての祭官たちを保護する。」 (Chā. Up. IV. 17. 10)

という [一節の中で]、バラモン [が行う] 明知 (vedana, 瞑想) によって、[祭式に関わる] すべてのものが保護されることが述べられている。ウドゥガートリ祭官等 [が行う] 明知が必須でないのであれば、それは適切である 44)。この徴表 (linga) によって、先に [論者によって] 述べられた「訂正 (samāhāra)」(BS III. 3. 61) 等の徴表は、一般的なものであること (prāyikatva, 絶対的ではないこと) 45 が理解される 46)。したがって、[祭式の中でウドゥギータ等の念想を行うことは] 決して必須ではないことが決定された。//64//

〈『シュリー・バーシュヤ』III.3完〉

註

本稿は、拙稿「ラーマーヌジャの瞑想論(1)」(『奥田聖應先生頌寿記念インド学仏教学論集』 佼成出版社, 2014, pp. 247-259)、「同(2)」(『愛知学院大学人間文化研究所紀要 人間文化』29, 2014, pp. 312-301)、「同(3)」(『愛知学院大学人間文化研究所紀要 人間文化』31, 2016, pp. 264-252)、「同(4)」(『愛知学院大学人間文化研究所紀要 人間文化』32, 2017, pp. 226-212)、「同(5)」(『愛知学院大学人間文化研究所紀要 人間文化』33, 2018, pp. 146-132)、「同(6)」(『愛知学院大学人間文化研究所紀要 人間文化』34, 2019, pp. 170-158)、「同(7)」(『愛知学院大学人間文化研究所紀要 人間文化』35, 2020, pp. 226-211)、「同(8)」(『愛知学院大学人間文化研究所紀要 人間文化研究所紀要 人間文化研究所紀要 人間文化研究所紀要 人間文化研究所紀要 人間文化研究所紀要 人間文化』36, 2021, pp. 254-240)の続編である。和訳に際しての底本と参考書、ならびに、註で使用する略号と文献は上掲拙稿を参照されたい。

- 1) 拙稿「ラーマーヌジャの瞑想論(2)」(『愛知学院大学人間文化研究所紀要 人間文化』29, 2014) p. 308, p. 303 n. 9、同「ラーマーヌジャの瞑想論(7)」(『愛知学院大学人間文化研究所 紀要 人間文化』35, 2020) p. 220では、Chā. Up. I. 1. 1のこの一節を「オームというこの聖音を、ウドゥギータとして念想すべきである」と訳してきたけれども、訳を本文中のように訂正する。
- 2)「五種の旋律 (sāman)」については、Chā. Up. II. 2.1の中で、この引用文に続けて次のように記されている。

「Hinkāra(Udgātṛ 祭官が最初に低調で唱える部分)は地なり。Prastāva(次に、Prastotṛ 祭官が Hūṃ から歌い始める部分)は火なり。Udgītha(次に、Udgātṛ 祭官が高調で Oṃ から歌い始める部分)は空なり。Pratihāra(次に、Pratiharṭr 祭官が Hūṃ から歌い始める部分)は天なり。Nidhana(最後に三人が合唱する部分)は天なり。」

引用文中の()内は[字井 1922(1980): 32-33 n. 1]を参考にした。ちなみに、P. V. Kane, *History of Dharmaśāstra*, vol. 2, part 2, 2nd ed., Poona: Bhandarkar Oriental Research Institute, 1974, p. 1169によれば、この五種の中から Hinkāra を除外し、代わりに Upadrava(Udgātṛ 祭官が Hūm から歌い始める部分)が Pratihāra の後に加えられることもあるとのことである。

- 3) [金倉 1984b: 384] を参考にして補った。
- 4) この四つの引用文の中に示されている Udgītha、五種の Sāman、Uktha、「構築された火」はいずれも祭式の支分であり、それらが祭式の中で、例えば Udgītha は聖音 Om として、Uktha は地として瞑想されることが規定されている。なお、この四つの引用文は Śańkara と Bhāskara によっても引用されており、この sūtra に対して、両者ともに Rāmānuja と同様の解釈を示している。
- 5) この点に関して、ŚP ad ŚBh III. 3.53 (vol. 2 p. 525 II. 16–17) は「[一般原則と特定の規則が] 近接(saṃnidhi)して示されること [の効力] は否定される。制約のない聖句(śabda)の力によって、すべての特定 [の Udgītha は一つにまとめられること] が確定されるからである」と述べている。つまり、論者は、Udgītha の念想についての一般原則と、特定のUdgītha についての規則が近接(saṃnidhāna)して示されている場合、特定の規則が優先されると考えているのに対して、答論者は、一般原則が聖句(śruti)によって示されているために、「聖句(śruti)、徴表(liṅga)、文章(vākya)、主題(prakaraṇa)、連続(sthāna)、指名(samākhyāna)が同時に用いられている場合、後のものほど力が弱い」(MS III. 3.14)という規定に従って、近接して示されている特定の規則よりも、一般原則の方が優先すると主張しているのである。
- 6)「一方、[異なる Veda 支派が伝える Agnihotra 祭等は] 一種類である。なぜならば、[果報

- との] 結び付き、形態、教令、名称に違いがないが故に」(MS II. 4.9) にもとづく理論である。この点に関しては、あわせて拙稿「ラーマーヌジャの瞑想論(1)」(『奥田聖應先生頌寿記念インド学仏教学論集』佼成出版社、2014) p. 258 n. 8 も参照されたい。
- 7) この sūtra に対する Śańkara の注釈は Rāmānuja と同様ではあるけれども、はるかに詳細である。のみならず、この部分に関して ŚP ad ŚBh III. 3. 54 (vol. 2 p. 526 ll. 1–5) が示している下記の事柄は、Ś. BSBh III. 3. 56 (p. 770 l. 9–p. 771 l. 8) の一部とほぼ共通するものである。「ある Veda で示されている「実に、Agni 神よ、主要祭官の業務(hotra)を守護されよ」から始まる真言は、他の Veda にも包含されていることが認められる。多くの詩誦を持つ [Rgveda] に述べられている「生まれるや否や、最初の、思考力ある者として」(Rgveda II. 12. 1) という讃歌は、Adhvaryu 祭官のために「Sajanīya 讃歌 (Rgveda II. 12. 1を指す)を読誦すべし」(Tai. Saṃ VII. 5. 5. 2) [という箇所] に応用されることが認められる。「山羊(aja)は Agni と Soma に捧げられる」という [一節で] 教示されている [犠牲獣] の種類(jāti)は、その教示の存在しない他の支派に [応用されるし]、「牝山羊(chāga)の腹膜の脂肪 [という供物] のために汝は読誦すべし」(Śat. Br. III. 8. 2. 26) が適応される。このように、[ある Veda で示されている] 特徴(guṇa)等 [は、他の Veda にも] 応用されることが認められるべきである。」

ちなみに、Ś. BSBh III. 3.56にはこれ以外の事例も挙げられている。

8) ŚP ad ŚBh III. 3.54 (vol. 2 p. 526 l. 6) による。なお、ŚP のそれに続く箇所 (vol. 2 p. 526 ll. 7-8) では次のように記されている。

「このように、すべての [Veda] 支派において Udgītha は用いられているので、すべての支派に属する人々が、[Udgītha の] 念想を行う資格を有していることになる。」

- 9) 底本ではこの箇所で文が区切られているけれども、G本とU本にしたがって前後の部分を接続して一文とみなした。
- 10) この sūtra に対しては、Śańkara も同様の問題設定と解説を行っている。
- 11) 親指と人差し指の間の大きさと思われる。詳しくは [宇井 1922(1980): 139 n. 3] を参照。
- 12) Vaiśvānara の部分である頭、眼、生気、胴体、膀胱、両足の念想は、それぞれに異なる念想ではなく、同一の念想と理解されるべきだという意味である。
- 13) ŚP ad ŚBh III. 3. 55 (vol. 2 p. 527 ll. 3-4) による。
- 14) Chā. Up. VII に示されている Bhūman (偉大なる者) としての Brahman については ŚBh I. 3. 7-8 で詳論されている。
- 15) この点に関して、ŚP ad ŚBh III. 3.55 (vol. 2 p. 527 ll. 6-7) は、「Vaiśvānara たる ātman を知りたいと願う者たちに対して、天や地等という部分によって限定された [Brahman] を対象とする念想と、その果報とが教示されているが故に、[そこでは] 記述の一貫性が理解される」と解説している。あわせて本稿註16)、17)も参照。
- 16) Vaiśvānara の身体の各部分はその全体像を構成するものであり、各部分の念想から得られる果報は全体像の念想の果報に含まれている。それ故に、このことを示す Chā. Up. V. 11-24 の記述内容は一貫しているということである。あわせて本稿註17)も参照。
- 17) Tai. Sam II. 2.5.3-4では、まず始めに8片、9片、10片、11片、12片の菓子が供えられた時の果報がそれぞれ示され、その後に、12片のすべてが供えられた時の果報がまとめて示されている。つまり、8片から12片までのいずれかを供えればよいということではなく、12片のすべてを供えるべきことが示されているのである。それと同様に、Vaiśvānara の身体の念想においても、各部分の念想を重ねていくことで、最終的にはその全体像を念想すべきことが述べられている。なお、Śańkara は新満月祭(Darśapūrṇamāsa)において、準備祭等

- を部分的に行ったり、一部の支分のみと結び付いた主要部分を行ったりするのではなく、すべての支分を伴う全体としての祭式が行われなければならないという例を挙げながら、同様の事柄を説明している(Ś. BSBh III. 3.57)。
- 18) Śaṅkara は、sūtra のこの部分によって、聖典における記述の一貫性と、Vaiśvānara の部分の念想によって生ずる不幸と、その全体像の念想によって生ずる果報とが示されていると説明している (Ś. BSBh III. 3. 57)。
- 19) 本文中の「まさにこの点に関して」からここまでの部分を、K訳は論者の見解とみなしているように思われる。しかし、ŚP ad ŚBh III. 3.56 (vol. 2 p. 528 II. 17-18) は「反復表明 (paunarukya, 同じ内容を繰り返し述べるという過失) という疑いを取り除くために」この箇所の記述がなされていると述べている。つまり、ここでの主題は ŚBh III. 3.1 とは異なるものだということを明確にしているのである。したがって、この箇所は論者の見解ではないと判断した。あわせて本稿註20)も参照。
- 20) ŚP ad ŚBh III. 3. 56 (vol. 2 p. 528 l. 19 p. 529 l. 1) には、「ここで述べられた事柄にもとづいて、先に「[すべての] ウパニシャッドから知られる [念想は、同一の念想である]」(BS III. 3. 1) という規定が達成された。ここでは、そのための (BS III. 3. 1の) 前提とされる、 [諸念想には] 相互の区別があることが示されている」と記されている。つまり、BS III. 3. 56の規定こそが、BS III. 3. 1の前提をなしているのである。このことは、Śańkara も Ś. BSBh III. 3. 58の末尾 (p. 775 ll. 11–12) において、「この節 (adhikaraṇa) が確立された後に、「すべてのウパニシャッドから知られる [念想は、同一の念想である]」から始まる [BS III. 3. 1の規定] は認められるべきである」と明記している。
- 21) MS II. 2において、祭式は用語(śabda)等の様々な理由で区別されることが規定されている。例えば、yāga、homa、dāna 等という用語(śabda)の区別が祭式の区別を示している。また、同じ事柄が反復(abhyāsa)して論じられることも祭式の区別を表している。あるいは、犠牲獣の数(saṃkhyā)が示されている場合、それぞれの犠牲獣の奉納は別々の祭式とみなされる。それと同様に、明知(vidyā)においても、様々な理由で区別がなされることが、ここでは論じられているのである。R訳(vol. 3 p. 332 n. 2)を参考にした。
- 22) この一文の解釈は、ŚP ad ŚBh III. 3.56 (vol. 2 p. 529 ll. 4-5) を参考にした。
- 23) この一文は拙著『ラーマーヌジャの救済思想』(山喜房佛書林, 2014) p. 439に引用しているが、今回、訳を一部訂正した。
- 24) 底本では abhidheya とされているが、G本とU本によって改めた。
- 25) 本稿註21)で示したように、MS II. 2. 1 において、異なる用語が用いられていれば、2つの祭式は区別されることが規定されている。その規定を適用すれば、異なる用語が用いられている 2 つの明知(vidyā)も区別されるべきことは明らかである。それにもかかわらず、ここで改めてそのことを論じるのは、Up. に説かれている「知識(jñāna、明知)」には、「「聖典の」言葉から [生ずる] 言葉の意味の単なる知識(vākyād vākyārthajñānamātram)」とともに、「そ [の知識] にもとづく念想からなる知識(tanmūlam upāsanātmakaṃ jñānam)」が含まれており(ŚBh I. 1. 1, §. 12 p. 12 l. 7)、ここで論じられているのはその中の後者の「知識」であること、また、それは規定文(vidhi)にもとづくものであることを明らかにするためである。以上、R訳(vol. 3 p. 333 n. 1)を参考にした。なお、Rāmānuja における 2 つの「知識」については前掲拙著『ラーマーヌジャの救済思想』pp. 237-238を参照。
- 26) この sūtra に対して、Śańkara と Bhāskara も同様の解釈を示している。
- 27) Śaṅkara は、この sūtra のみで独立の節(adhikaraṇa)としているけれども、sūtra 自体の解釈は Rāmānuja のそれと同様である。

- 28) Rāmānuja は、この節(adhikaraṇa)では祭式を実践する際に Udgītha-vidyā 等を行うことは 必須か任意かという問題が論じられており、任意が定説であると解説している。それに対して Śańkara は、この節では Udgītha のような祭式の支分を対象とする諸念想の統合は必須か任意かが論じられており、任意が定説だと解説している。
- 29)「祭式のためのもの(kratvartha)」とは、祭式を成就させるために必ず行わなければならない事柄であり、「人間のためのもの(puruṣārtha)」とは、祭式を実践する際に、特定の利益を目的として任意で行われる特定の事柄である。前者の規定文には果報との結び付きが示されないのに対して、後者の規定文では、特定の果報との結び付きが示されている。また、ここに述べられている搾乳壺(godohana)は、新満月祭の際に、家畜を得ることを望む者が通常の取手付きの桝(camasa)ではなく、搾乳壺を用いて水を運ぶべきことを示した「人間のためのもの」の一例である。この点に関しては前掲拙稿「ラーマーヌジャの瞑想論(7)」p. 212 n. 18 も参照されたい。
- 30) linga という語を、拙稿「ラーマーヌジャの瞑想論(4)」(『愛知学院大学人間文化研究所紀要 人間文化』32,2017) では「表意能力」、同「ラーマーヌジャの瞑想論(7)」(『愛知学院大学人間文化研究所紀要 人間文化』35,2020) と同「ラーマーヌジャの瞑想論(8)」(『愛知学院大学人間文化研究所紀要 人間文化』36,2021) では「標徴」と訳していたが、前掲拙著『ラーマーヌジャの救済思想』にあわせて訳語を「徴表」と改める。
- 31) ŚP ad ŚBh III. 3. 60 (vol. 2 p. 533 ll. 1-2) によれば、ŚBh III. 3. 59で理論 (yukti) が示され、 ŚBh III. 3. 60-62で徴表 (linga) が示される。
- 32) ŚP ad ŚBh III. 3.59 (vol. 2 p. 532 ll. 7-9) によれば、本文中で【反論】と示した箇所は、ここでの問題設定と論者の主張が BS III. 3.41で規定されたことの「反復表明(paunarukya、同じ内容を繰り返し述べるという過失)」になるという指摘を示している。それに対して、論者はその内容が既に論じられたものであることを「そのとおりである」と認めた上で、しかしながら、そこでの議論は「特定の論点から論じられた」だけのものであり、十分に論じ尽くされていない(na tatra kṛtam)と主張する。その上で、「確かに、そこでは」以下の部分でその「一部」の議論をまとめた後に、それとは反対の根拠が多数あることを以下の箇所で論じている。
- 33) ŚP ad ŚBh III. 3. 59 (vol. 2 p. 532 l. 15) は、ここで用いられている nirjñātaḥ という語を niścitaḥ と置き換えている。
- 34) この部分の記載内容については、前掲抽稿「ラーマーヌジャの瞑想論(7)」p. 213 n. 16を参照。
- 35) ŚP ad ŚBh III. 3.60 (vol. 2 p. 533 ll. 1-2) によれば、「規定文の記述の中に果報との結び付き [が示されている] 場合には、 [そこに示されている事柄は祭式における必須の] 支分ではない。一方、規定文の記述の中に果報 [との結び付き] が [示されてい] なければ、 [そこに示されている事柄は祭式における必須の] 支分である。」したがって、「家畜を望む者は搾乳壺によって [水を] 運ぶべきである」という規定文には「家畜」という果報との結び付きが示されているため、搾乳壺の使用は当該の祭式における必須の支分ではない。それに対して、「Udgītha を念想すべきである。」 (Chā. Up. I. 1. 1) という規定文には果報との結び付きが示されていないため、Udgītha の念想は祭式における必須の支分であるというのが、ここでの論者の主張である。
- 36) ŚP ad ŚBh III. 3. 61 (vol. 2 p. 533 l. 4) は、sūtra における samāhāra という語を samādhāna と 置き換えている。
- 37) Udgātṛ 祭官は、Udgītha の一部としての聖音 Oṃ を唱える時には、自らの発する Oṃ と

Hotr 祭官が Veda の讃歌とともに発する聖音 Om とが同一であることを瞑想しなければならない。それ故、Udgātr 祭官がその瞑想を行わずに発した聖音 Om には欠陥が付随することになる。けれども、Hotr 祭官が代わりにその瞑想を行うことで、その過失は穴埋めされる。このように、過失に対する処置方法が示されることを徴表(linga)として、Rāmānuja は Udgītha の念想が任意ではなく、必須であるという論者の見解が示されていると解釈する。R訳(vol. 3 p. 338 n. 1)を参考にした。それに対してŚańkara は、Rāmānuja と同じ徴表の解釈にもとづきながらも、異なる Upaniṣad に説かれている念想が統合されるべきだという論者の見解がここには示されていると解釈している。

- 38) ŚP ad ŚBh III. 3. 62 (vol. 2 p. 533 l. 6) は、ここで用いられている samāhāro という語を anuvrttih と置き換えている。
- 39) 念想の対象である聖音 Om が三つの Veda の祭式に共通して結び付いているということは、 聖音 Om の念想が任意ではなく、必須であることを示していると Rāmānuja は解釈している。 一方、Śańkara は、聖音 Om が三つの Veda に共通しているため、三つの Veda における聖音 Om の念想も三つの Veda に共通していることが示されていると解釈している。
- 40) ŚP ad ŚBh III. 3. 63 (vol. 2 p. 534 l. 15) によれば、この sūtra は、sūtra 59 で論者が示した理論 (yukti) を論難するものである。
- 41) ŚP ad ŚBh III. 3.63 (vol. 2 p. 534 l. 2) によれば、「他の事柄」とは「[祭式の果報とは] 異なる果報 [を獲得するため] の手段であること」である。
- 42) juhū(柄杓)が parṇa 樹製であることは祭式の際に必ず遵守されるべき「祭式のためのもの(kratvartha)」であるため、parṇa 樹製であることがもたらす「悪しき評判を聞かない」という果報に関する記述は釈義(arthavāda)にすぎない。それに対して、Udgītha の念想が、祭式の果報の発現を妨げるものを取り除くという果報を有していることは、聖典の中に明示されている。それ故、Udgītha の念想は、そのような果報を望む者が任意で行うべき「人間のためのもの(purusārtha)」であり、それは家畜を得ることを望む者が搾乳壺を用いるべきだという規定と同様であるということである。あわせて、前掲拙稿「ラーマーヌジャの瞑想論(7)」p. 213 n. 15, n. 16, p. 212 n. 18を参照されたい。
- 43) ŚP ad ŚBh III. 3. 63 (vol. 2 p. 534 l. 15) によれば、この sūtra は、sūtra 60-62で論者が示した徴表 (liṅga) を論難するものである。
- 44) ŚP ad ŚBh III. 3.64 (vol. 2 p. 534 l. 17-p. 535 l. 1) はこの箇所を次のように説明している。「実に、Udgātṛ 祭官等 [が行う] 明知 (瞑想) の果報は、祭式の果報 [の発現に対する] 妨害のないこと等である。そのことが、バラモンと呼ばれている祭官 [が行う] 明知によって実現されるのであれば、Udgātṛ 祭官等 [が行う] 明知は必須ではないことが決定される。」
 - つまり、祭式の果報が妨害なく発現することで、祭式を「より効果的なもの」にすることを 希望する場合に限って、Udgātṛ 祭官等による Udgītha 等の念想は行えばよいのであり、それ は祭式において、必ずしも必須ではないということである。
- 45) prāyika という語に対して、Sir M. Monier-Williams, *A Sanskrit-English Dictionary*, Oxford: Clarendon Press, 1899, (reprinted by Meicho Fukyukai, 1986,) p. 708は、containing the greater part (but not everything) という意味を示している。恐らく、ここでは prāyikatva という語によって、BS III. 3.61で論じられた「訂正」も必須ではないことが示されていると思われる。あわせて次註も参照。
- 46) ŚP ad ŚBh III. 3. 64 (vol. 2 p. 535 l. 2) によれば、「[祭式の中で、Udgātṛ 祭官が] 明知(瞑想)を行わないまま Udgītha [を唱えた] 場合には、[Hotṛ 祭官による] 訂正がなされるべ

きであるという意味である。」ただし、このような「訂正」は必須ではなく、本稿註44)に示したように、祭式を「より効果的なもの」にするために任意でなされるものだというのが定説者の主張である。また、ŚP ad ŚBh III. 3. 64 (vol. 2 p. 535 II. 4-5) によれば、「Udgītha と結び付いたものとして念想は規定されているのであり、Udgītha の支分(viśeṣaṅa)として[規定されているの]ではない。このことによって、「また、[そのことを示す] 教示があるが故に」(BS III. 3. 60) 「という sūtra で示された論者の見解」は排除される」のである。

文献補遺

字井伯壽 1922 (1980)「チャーンドーグャ・ウパニシャット [二四]」『ウパニシャット全書 三』pp. 1-224, (復刻、東方出版).